

学長予定者の選考日程等に関する公示

令和8年3月31日をもって現学長の任期が満了するため、国立大学法人電気通信大学学長選考等規程第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり次期学長予定者の選考日程等を公示する。

記

1. 学長選考基準

別紙「電気通信大学学長選考基準」のとおり

2. 学長の任期

令和8年4月1日から4年間とし、1回に限り再任されることができる。
再任の場合の任期は2年間とする。

3. 学長候補者の推薦

(1) 受付期間

令和7年7月22日（火）13時から令和7年8月5日（火）正午まで
（受付窓口の開設時間：9時～12時、13時～17時。土日を除く。）

(2) 推薦資格者

- ① 国立大学法人電気通信大学経営協議会の学外委員
- ② 国立大学法人電気通信大学の学長及び理事（非常勤を除く。）
- ③ 国立大学法人電気通信大学の職員（国立大学法人電気通信大学就業規則の適用を受ける教育研究職員、教育研究技師、研究教育マネジメント職員、事務職員、技術職員及び看護師をいい、特定任期付職員、再雇用職員、非常勤職員は除く。）

※②及び③に掲げる者が推薦を行う場合には、5人以上の連名によること。

(3) 推薦書類

- ① 学長候補者推薦書（実施細則第3条に規定する第1号様式）
- ② 推薦者名簿（実施細則第3条に規定する第2号様式）

※推薦にあたっては、推薦される者の同意を得ること。

(4) 受付の手続き

推薦書類は、封入・封緘して、受付窓口を持参すること。

受付窓口：本館3階総務企画課（会議事務局：本庄、五十嵐、田口 宛て）

4. 学長候補者からの略歴書及び所信表明の提出

提出締切：令和7年8月18日（月）正午まで

（受付窓口の開設時間：9時～12時、13時～17時。土日祝日及び休業日を除く。）

5. 学長候補者との面談等による審査

令和7年9月1日（月） 13時から開催の学長選考・監察会議において実施する。
面談等の時間、場所等については、会議事務局からおって連絡する。

6. 意向調査対象者の選出及び意向調査等に関する公示

令和7年9月3日（水）に意向調査対象者の選考経緯、選考理由、略歴書及び所信、公開説明会及び意向調査の実施について公示する。

ただし、学長選考等規程第6条ただし書きに基づき、学長候補者が1人であって、当該学長候補者が学長予定者の資格及び基準を満たすと認めるときは、意向調査は実施しない。

7. 公開説明会の日時（予定）

公開説明会

令和7年9月22日（月） 16時15分開始 B棟202教室

※学長候補者は、公開説明会以外での説明会開催や研究室訪問などの学長選考に係る活動を行ってはならない。

8. 意向調査の日時（予定）

電子投票による意向調査

令和7年9月24日（水）から9月29日（月）まで

9. 学長予定者の選考及び公示

令和7年9月29日（月） 15時から開催の学長選考・監察会議において選考し、その結果を公表する。

10. その他

以上の日程等によりがたい特別な事情が生じた場合には、その都度公示する。

電気通信大学学長選考基準

国立大学法人電気通信大学
学長選考・監察会議 決定
令和7年5月12日

学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、国立大学法人として教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうち、下記の選考基準に照らし合せ選考を行う。

1. 次の能力を有する者

- (1) 電気通信大学の特色を活かす明確なビジョンを示し、大学構成員に的確に浸透させ、実現するためのコミュニケーション能力を有すること。
- (2) 本学的意思決定を学長のリーダーシップの下に明確かつ、迅速に行い、法人運営を継続的に改善する不断の努力を行い、合理的な運営体制を整備する能力を有すること。

2. 次の課題を達成する見識と実行力を有する者

- (1) 情報と通信及び光科学を核とした諸領域の科学分野で、世界をリードする拠点として教育力・研究力を発展させること。
- (2) 社会と技術への幅広い見識、国際性、倫理観を備えた、創造力と実践力のある研究者・技術者の人材育成を推進すること。
- (3) 国内外の学術的諸活動に参加し、学術を通して国際社会との連携を強めグローバル化を推進するとともに、開かれた大学として広く内外と連携した知と技の創造活動を通じて、地域社会、我が国及び国際社会の発展に貢献すること。